

令和7年度 目黒区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域 目黒区全域

2 一般廃棄物の年間処理量（見込）

区 分		年間処理量	日 量	ごみ・資源 計
家庭廃棄物	燃やすごみ	41,295 t	113.1 t	83,947 t (日量230.0 t)
	燃やさないごみ	1,251 t	3.4 t	
	資源	15,492 t	42.4 t	
	粗大ごみ	2,717 t	7.4 t	
	計	60,755 t	166.5 t	
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	22,609 t	61.9 t	
	燃やさないごみ	66 t	0.2 t	
	資源	517 t	1.4 t	
	計	23,192 t	63.5 t	
し尿、浄化槽汚泥等		136.6 kℓ	0.37 kℓ	—
動物死体		215頭	0.6頭	—

※数字は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

3 一般廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進等のための方策に関する事項

- (1) 区民・事業者との連携推進
 - めぐる買い物ルール of 推進
 - 食品ロス削減に向けた連携（食べきり協力店、料理研究家、フードシェアリングサービス事業者等）
 - 区内事業者との連携・協働による各施策の実施 など
- (2) 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量と資源化（再生利用）の推進
 - MGR100（1人1日当たり約100gのごみ減量）の普及啓発強化
 - 食品ロス削減推進事業の実施（フードドライブ支援、食べきり協力店の拡大、食べきりレシピ募集等）
 - プラスチック削減推進事業の実施（エコテイクアウト推進補助事業）
 - 古着・古布回収事業（めぐる衣類回収プロジェクト）の推進 など
- (3) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備
 - 高齢者などへの訪問収集の充実
 - 高齢者・障がい者世帯に対する粗大ごみの運び出しに関する運用整理
 - 災害廃棄物処理体制の整備 など
- (4) 23区清掃事業の連携推進
 - 適正処理困難物に関する処理情報の提供
 - 目黒清掃工場運営に関する対応 など

4 共同処理に関する事項

- (1) 燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの中間処理並びに、し尿の下水道放流に関する施設の整備及び運営管理については、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する。
- (2) し尿の収集運搬については、協定により杉並区に委託する。
- (3) 最終処分については、東京都が設置管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。
- (4) 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理及び執行は、東京二十三区清掃協議会により行う。

5 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に目黒区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合。

イ 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

（別紙一覧のとおり）

(1) ごみ及び資源

区分	種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (資源を除く。)	目黒区 全域	目黒区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源に分別する。 2 燃やすごみ及び燃やさないごみは、あらかじめ定められたごみ集積所へ、それぞれの収集日時に、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納して排出する。ただし、単身世帯、共働き世帯等であって容器の持ち出しが困難である場合は、規則第16条第2項の基準に適合した袋による排出を認める。 なお、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例(以下「条例」という。)第38条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。 3 資源の排出については、次のとおりとする。 (1)びん・缶及びペットボトルは、キャップ等除去し洗浄した上で、あらかじめ定められた収集日時に、原則として定められた資源回収場所の専用回収容器(コンテナ及び回収ネット)に排出する。専用回収容器の備えがない資源回収場所においては、規則第16条第2項の基準に適合した袋で排出する。 (2)プラスチックは、汚れを除去して分別し、規則第16条第2項の基準に適合した袋で、あらかじめ定められた資源回収場所へ排出する。 (3)古紙は、新聞、雑誌及び段ボール等に分別し、それぞれ紐等で束ね、あらかじめ定められた資源回収場所へ排出する。 (4)乾電池、紙パックは、区が設置した回収拠点のボックス等に排出する。 (5)使用済小型家電は、区が設置した回収拠点のボックス等に排出するか、区と協定を締結した国の認定事業者へ宅配便を利用し排出する。 (6)水銀を含む製品は、あらかじめ定められた収集日時及びごみ集積所へ、規則第16条第2項の基準に適合した袋等で他のごみとは分けて排出する。 4 集団回収等による再生利用促進の自主
	燃やさないごみ (資源を除く燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。)		目黒区が原則として月2回収集する。		原則として中間処理した後、埋立処分する。	
	資源 (再利用を目的として分別して収集するもので、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、乾電池、紙パック、使用済小型家電、水銀を含む製品、古紙等をいう。)		【びん、缶、ペットボトル、プラスチック】目黒区が原則として週1回収集する。 【乾電池、紙パック、使用済小型家電(拠点回収)】目黒区が設置した回収拠点から随時回収する。 【使用済小型家電(ピックアップ回収)】目黒区が回収した粗大ごみ廃家電から随時ピックアップ回収する。 【使用済小型家電(宅配便回収)】目黒区と協定を締結した国の認定事業者が区民からの申込みに基づき宅配便により収集する。		再生利用が可能な資源として処分する。 びん、缶、ペットボトル、プラスチック、紙パック、古紙等は、中間処理施設まで運搬した後、再生利用可能な資源として処分する。	

			【水銀を含む製品】目黒区が原則として月 2 回収集する「燃やさないごみ」のうち、月 1 回の指定した日に収集する。			的な活動に協力、参加することにより、ごみの減量及び資源の有効利用に努める。
		目黒区全域のうち登録団体が定める地域	【古紙等(集団回収)】登録団体が協定を締結した業者が回収する。ただし、これによりがたい場合は、区の資源に準じ回収する。			
	粗大ごみ	目黒区全域	区民の申告に基づき目黒区が原則週1回収集する。	自動車による。	原則として中間処理した後、埋立処分する。	あらかじめ定められた日に収集するため、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第36条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付して排出する。 なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニール(PCB)は除去すること。
	転居廃棄物 (転居の際、家庭から排出される粗大ごみの形状のもので、転居する者のやむを得ない事情により粗大ごみの排出方法によることが困難であるものに限る。)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき引越荷物運送業者が転居廃棄物を所定の場所まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す。一般廃棄物収集運搬業者は、引渡しを受けた転居廃棄物を区長の指定する処理施設等に運搬する。			引越荷物運送業者に対し、委任状等を交付すること。
	特定家庭用機器廃棄物		特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)に基づき小売業者が収集・運搬するほかは、廃棄物収集運搬業者が収集・運搬を行う。	収集した特定家庭用機器廃棄物を製造業者等が指定した場所まで運搬した後、製造業者等が再商品化を行う。		引取義務のある小売業者に引取りを依頼すること。 なお、小売業者に引取義務のない特定家庭用機器廃棄物を排出するときは、廃棄物収集運搬業者に引取りを依頼すること。 特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、再商品化等の費用を負担すること。
	廃パーソナルコンピュータ (その表示装置であってブラウン管		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る認定を受けた製造事業	区と協定を締結した国の認定事業者又は製造事		区と協定を締結した国の認定事業者又は製造事業者等に回収を申し込むこと。 平成 15 年 10 月 1 日以降に製造されたものについては当該製品を購入したとき、そ

式又は液晶式の ものを含む。)		者等が収集・運搬を行う。	業者等が再 資源化を行 う。	れ以外の製品については廃棄するときに、 回収・再資源化料金を負担すること。ただ し、区と協定を締結した国の認定事業者によ る宅配便回収を利用する場合は、この限り でない。
--------------------	--	--------------	----------------------	---

区分	種 別	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
事業系一般廃棄物	燃やすごみ (資源を除く。)	目黒区 全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、目黒区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理した後は、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間処理した後、埋立処分する。	目黒区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源に分別し、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は条例第42条又は第51条に定める保管場所から条例第35条に従い所定の場所まで持ち出すなど目黒区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長の指定する施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみとに分別するなど、目黒区の指示によること。 また、条例第38条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ (資源を除く燃やさないごみ及び焼却不適ごみをいう。)		事業者が自らの責任で行うもののほかは、目黒区は原則として月2回収集する。			
	資源 (再利用を目的として分別して収集するもので、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、水銀を含む製品、古紙をいう。)		事業者が自らの責任で行うもののほかは、以下のとおりとする。 【びん、缶、ペットボトル、プラスチック】目黒区が原則として週1回収集する。 【水銀を含む製品】目黒区が原則として月2回収集する「燃やさないごみ」のうち、月1回の指定した日に収集する。 【古紙】目黒区が原則として週1回収集する。			
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて目黒区が収集する。				目黒区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源に分別し、条例第37条の規定により、有料ごみ処理券を添付し排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は条例第42条に定める保管場所まで持ち出すなど目黒区の指示によること。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区 分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って)	目黒区が原則として毎週	吸い上げ自動車による	東京二十三区清掃一部	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(

生じたり尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	金曜日に収集する。	る。	事務組合が管理する施設において、下水道放流等により処分する。	昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。 浄化槽管理者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条の規定により、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。
浄化槽汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。		
事業活動に伴って生じたり尿混じりのビルピット汚泥			一般廃棄物処分業者が処分する。	

(3) 動物死体

区 分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により目黒区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	目黒区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届書により、区長に申告すること。 収集・運搬及び処分に困難を生じないよう、目黒区の指示によること。

備考 1 廃棄物の区分のうち「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずをいう。

2 区が収集する「事業系一般廃棄物」及び「一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物」は、一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満の事業者から排出されるものとする。